

## 令和2年度 第3回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和2年6月10日（水）午後3時00分～午後4時02分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 西 本 吉 生  
教育長職務代理者 石 橋 常 男  
委員 村 田 年 宏  
委員 上 村 恵 子  
委員 植 田 宏 和

■ 欠席委員 委員 0人

■ 説明員 教育次長 竹 谷 秀 俊  
学校教育課長 竹 谷 正 則  
生涯学習課長 南 和 昇

■ 事務局 教育次長 竹 谷 秀 俊  
学校教育課課長補佐 城 野 成 子  
学校教育指導員兼社会教育指導員  
稲 垣 公 美

■ 傍聴者数 0人

### ■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告について
- 日程5 議案第7号 令和2年度相楽東部広域連立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分承認について
- 日程6 議案第8号 相楽東部広域連立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程7 議案第9号 相楽東部広域連立学校教育指導主事設置規則の一部を改正する規則
- 日程8 議案第10号 相楽東部広域連立教育委員会の事務局に配属する指導員に関する規則の一部を改正する規則
- 日程9 議案第11号 相楽東部広域連立「学校・家庭・地域連携協力推進事業」実施要領の一部を改正する要領
- 日程10 その他

## ■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和2年度第3回定例教育委員会を開会します。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。第2回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。お目通しいただいていると思います。議事録について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。質問等のある方は挙手を願います。

(各委員よりないとの声あり)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、上村委員にお願いします。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり)

西本教育長

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

1番から4番までは、教育次長から報告します。

竹谷教育次長

1番、本年度の学校再開と当面の対応についてです。取扱注意を押しております。本年5月26日付けで教育長から小・中学校長あてに発出した文書です。この中には、各学期と長期休業の設定について通知しております。1の夏季休業につきましては、1学期終業式を8月7日に、2学期始業式を8月24日に、夏季休業期間は、8月8日から8月23日までと設定しております。2の冬季休業に関しましては、現段階での予定として、2学期終業式12月25日に、3学期始業式を1月7日に、冬季休業期間は、12月26日から翌年1月6日までと設定しております。授業時数の回復状況により変更することがありますということです。次は、本年6月2日付けで教育委員会から保護者あてに発出した文書です。こちらはホームページに掲載している文書です。1学期終業式8月7日、夏季休業期間8月8日から8月23日、2学期始業式8月24日という内容です。次は、式等の日程変更(案)の状況を比較できる資料です。青色部分の日付を赤字の日付に変更しております。1学期の終業式は8月7日、2学期の始業式は8月24日、2学期の終業式は12月25日、3学期始業式は2021年の1月7日ということです。青字の両括弧の日数は、回復授業日数の増えた日数です。

2番、笠置町同和教育推進協議会委員の選出についてです。任期は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間です。地元委員の上村委員にお世話になりたいと思います。よろしくお願いいたします。

3番、令和2年第1回相楽東部広域連合議会臨時会です。議員の変更に伴い、議会構成が変更になりました。5月14日付けです。文教常任委員会は、委員長に鈴木かほる委員、副委員長に畑武志委員、高山豊彦委員、頭鬼久雄委員、田中良三委員、杉岡義信委員となりました。以上です。

4番、令和2年度相楽地教委連（相楽地方教育委員会連絡協議会）合同研修会の中止についてです。例年、7月上旬に教育長と教育委員全員による研修会がございましたが、今年度は中止ということで、正式な文書が参りましたので報告させていただきます。以上です。よろしくお願いいたします。

#### 西本教育長

1番の学校再開の件で補足しておきます。連合は4月6日に学校を再開して、入学式、始業式をやりました。連合はその週の授業をやっています。だから近隣に比べてその週だけでも休業が短いです。それから山城管内の学校再開は6月1日でしたが、連合はちょっとでも早くやろうということで、5月27日から再開しました。そういうことで実際に新学期になってから休んだ日数、授業が行われなかった日数というのは28日間です。この28日間をこれから挽回していくということで、今、取り組んでおります。ちなみに、今、教育次長から説明がありましたように夏季休業を短縮しますから、これで15日間。それから冬休みも前後1日ずつで2日間。これで17日間回復できます。だから28日の内、夏季休業等で17日間。残り11日間ということになるのですが、これは授業日数から標準時数を引いて、いわゆる教育課程を計画しない時数、そういうところから予備日数というのがあります。学年によって違うのですが、60時間くらいあるところもあります。それを教科に回すと、それで10日間ほどはカバーできるという計算になります。それと文部科学省が言っていますのは、学習指導要領そのものは変えませんが、例えば、授業以外で放課後とか家庭学習で教科の2割近い分は、そっちに回してもいいですよという言い方をしています。そういうことを踏まえると、今言いましたように28日分の回復というのは、ほぼ出来るのではないかなと思っております。したがって、例えば、7時間目の授業とかは全く考えておりません。或いはモジュール的に1時間取ってとか、そういうことも考えておりません。いずれにしても、前回、教育課程の編成資料を見ていただきましたが、それをもう一度再編成して、このままいけば卒業式もこの日でいけるのではないかなと思っております。ただ、小学6年生と中学3年生は、やっぱり厳しい状況にありますから、どうしても時間数が足りないとなったら、ちょっとその時は1日か2日は遅らせるということも考えなければなと思っておるのですが、中学校の場合は、入試の発表とかというのがありますから、簡単には動かせないところもあります。今のところはそういうことで行けると思っております。よろしいですか。特に無いようですので、次の5番は、学校教育課長から報告してください。

#### 竹谷学校教育課長

5番、令和2年度第2回山城教科用図書採択地区協議会の開催についてです。今年度の教科書採択は、学習指導要領の改訂に伴う中学校教科用図書を採択する年になっています。山城地区で使用される教科書を採択する本協議会では、現在、文部科学省の検定に合格した教科用図書について、各教科調査員を委嘱し、調査研究をしてもらっているところです。この調査結果及び教科書展示のにおける一般住民からの意見や府教委からの選定資料等をもとに第2回採択地区協議会において選定、採択することになります。この第2回会議では、各教育長並びに各教育委員会からの教育委員1名の計20名が委員となり、協議の上、教科書を採択することになります。日程ですが、7月27日の月曜日、城陽市消防庁舎で開催されます。今回の会議には、連合から教育長並びに前回の会議で採択委員に決まりました石橋教育長職務代理者が出席する予定となっております。以上です。

#### 西本教育長

日程調整の結果、この日になりました。1日、長時間になりますが、石橋委員、よろしくをお願いします。続いて、6番から9番までは、生涯学習課長から報告してください。

#### 南生涯学習課長

6番、和東町史編さん事業の進捗状況について報告いたします。本日、別紙で、和東町史編さん委員会委員名簿をお配りさせていただきました。第4回和東町史編さん委員会は、令和2年6月3日の水曜日、午前10時から和東町体験交流センター会議室で行われました。委員の交代がございまして、中屋委員に代わりまして竹内きみ代氏が委員になり、副委員長に任命されました。委員長は引き続き西本教育長です。その他の委員は、小林委員、中津川委員、奥田委員の合計5名で、当日は、報告、協議、意見交換が行われました。会議では、令和元年度を振り返って、事業の点検と報告をいたしました。また、令和2年度（第4年次）の事業計画等について説明を行い、承認をいただきました。この中で、今現在、約1万点以上の目録、資料が集まっているとの報告がありました。予定では、2021年から執筆を進めていこうという話でした。それでは、事業の進捗状況について説明させていただきます。令和元年度の報告といたしましては、概ね予定どおり調査が進み、一部出来なかったところは、令和2年度に計画を入れております。本年3月には、和東町史編さん事業資料の調査報告書第1号が16ページにわたり発行されております。こちらにつきましては、町内外の関係者、教育委員さんをはじめ、関係機関や和東町内に各戸配布をしております。目次については、和東の歴史講座や福塚古墳の測量調査、古文書に見る和東の暮らし等です。続きまして、令和2年度（第4年次）の計画について説明いたします。和東町史編さん事業運営計画をご覧ください。1ページの2番、重点目標です。7項目上がっておりまして、2ページ以降はその説明です。主に和東に関わる資料の発掘、町民協働、住民参加による町史編さん事業の推進です。それから2年度の新しい項目ですが、若いファミリー層に和東町の歴史に関する興味・関心の高揚を、それから和東町の歴史を

説明できる人材育成、学びの場を設ける等です。具体的には、好評である古文書講座の回数を増やすことや、町民が調べたもの、学んだこと、イベント等、展示を通して発表できる場を設けるということです。他には親子が一緒になって楽しめる行事、今回は歴史や自然謎解きゲーム、クイズ方式の企画を計画しておりまして、天満宮の周辺、福塚古墳や坂尻古墳などの見学会を予定しております。それから和東の食文化、伝統食の調査。昔から食べていた野草等を採取して調理すること。それから子どもたちに興味を持ってもらうために小学校、中学校と連携すること。それから写真集ですが、こちらにつきましては「和東の自然」、カラー版の写真集を令和2年度末頃に発刊を予定しております。続いて、和東町第4回自然観察会の開催についてです。事前にお送りした資料に誤字がありましたので、本日、配布しましたチラシをご覧ください。今回は、初夏の和東川水辺の生き物を中心に、町内で生息する鳥、身近な昆虫、野草等を観察する予定です。日時は、7月12日の日曜日、午前9時30分から11時30分までです。定員は20名です。小学生未満のお子さんは保護者同伴です。

7番、「手作りマスク教室」です。マスク不足が深刻な問題となっており、この機会にマスク作りをマスターしていただくということで、体験教室を開きます。日時は、6月23日の火曜日、場所は、午前は和東町体験交流センター、午後からは南山城村文化会館やまなみホールです。

8番、「寄せ植え教室」です。寄せ植え教室は、一つの器に複数の植物を植えこむ教室で、誰でも簡単に楽しむことの出来る教室です。日時は、6月30日の火曜日、場所は、午前は和東町体験交流センター、午後からは笠置町産業振興会館です。

9番、「陽子先生の音楽講座」です。音から広がるイマージュということで、こちらについては、7月12日の火曜日、南山城村文化会館ホールで、午後1時30分から午後3時までの予定で開催されます。参加対象は管内3町村在住・在勤の小学生以上の方で、小学生は保護者同伴です。先着20名を予定しています。以上です。

#### 西本教育長

質問のある方は挙手を願います。よろしいですか。諸般の報告は以上です。

日程第5、「議案第7号、令和2年度相楽東部広域連立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について」を議題とします。議案を説明してください。

#### 竹谷教育次長

議案第7号、令和2年度相楽東部広域連立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和2年6月10日提出。相楽東部広域連立教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連立学校給食センターに係る運営委員会規則第4条の規定に基づき、運営委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連立教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

竹谷学校教育課長

議案第7号について、説明させていただきます。今年度の給食センター運営委員の委嘱ですが、会議を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行っており、その承認を求めるものです。この専決処分ですが、教育委員会が承認または決定すべき事項について緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がないと認められるときは、教育長がその教育委員会の承認または決定を経ることなく処理することのできる処分のことです。なお、専決処分をしたときは、教育長は次の教育委員会においてこれを報告するとともに、その承認を求めなければならないことになっています。南山城村学校給食センターでは、次の方々に委員を委嘱しております。敬称は略させていただきます。南山城小学校校長 吉田隆司、笠置中学校校長 井上弘規、南山城小学校給食主任 村田京子、笠置中学校給食主任 石田直美、南山城小学校保護者 久保紗恵、南山城小学校保護者 坂内里恵、笠置中学校保護者 波多野孝、笠置中学校保護者 吉岡知加、教育委員会委員 植田宏和、南山城保育園長 山本雅史。以上、10名の方です。委嘱期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。なお、和東町学校給食センターの運営委員につきましては、前回の会議で承認をいただいております。以上です。よろしくお願いいたします。

西本教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手を願います。

(各委員から特にないとの声有り)

西本教育長

それではこれから採決をします。議案第7号、令和2年度相楽東部広域連合立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第7号は承認されました。

日程第6、「議案第8号、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第8号、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。令和2年6月10日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西

本吉生。提出の理由。昨年度末から本年度当初にかけて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため管内小中学校を臨時休業した措置を踏まえ、こうした非常変災及び緊急事態等により長期にわたる臨時休業を余儀なくされた場合に限り、学期の期間を変更することができるよう、新たに規定を加えることとし、本規則の一部を改正するものです。

竹谷学校教育課長

議案を説明させていただきます。提出理由にありましたように、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、管内小中学校を長期にわたって臨時休業としました。こうした緊急事態等に対応するために、学期の期間を変更することが出来るよう、本規則の一部改正を行うものです。資料の新旧対照表をご覧ください。第2条第1項に定める学校の学期に関する規定に、ただし書きを加えるものです。以上です。よろしく申し上げます。

西本教育長

第2学期は、9月1日からとなっていたのですが、去年、8月27日に改正しました。それで、先ほども言いましたように授業を8月7日までやって、8月24日から第2学期に入るということになりますから、学校の管理運営規則に合わないことになってきます。それで、ただし書きを付け加え、「臨時休業を余儀なくされた場合は、この限りでない。」ということで、コロナウイルスの関係、或いは非常変災等、こういうことで長期にわたる休業があった場合は、その都度、管理運営規則を変えていくのも大変ですから、ただし書きを付けるということです。先ほど言いましたのは、事前に保護者に早く伝える必要があるということで、正式な通知ではなかったのですが、今回、これが承認されましたら、これが改正されましたら、第2条のただし書きに基づいて、本年度の第2学期は、8月24日からとするという文書を各学校へ発出するというにしたいと考えております。ちなみに、第3条の休業日ですが、夏休みに授業をするのはどうなるのかということですが、その夏休みに授業をするというのは第3条第3項の「校長は、必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることができる。」という文言がありますから、これに基づいて、例えば、7月21日から8月7日までは授業を行うと、休業中に授業をするということで整理ができるということです。よろしいでしょうか。これより質疑を行います。質問等のある方は挙手を願います。

(各委員から特にないとの声有り)

西本教育長

ご質問等がないようですので、これより採決します。

議案第8号、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第8号は承認されました。

先ほども申しましたように、これに基づいて正式に第2学期の始業日を学校に通知することとします。

日程第7、「議案第9号、相楽東部広域連合学校教育指導主事設置規則の一部を改正する規則」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第9号、相楽東部広域連合学校教育指導主事設置規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。令和2年6月10日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。地方公務員の臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本連合においても、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を定めた条例及び規則が制定されましたので、本規則の一部を改正するものです。

竹谷学校教育課長

議案について説明させていただきます。本連合の学校教育指導主事の報酬及び費用弁償については、相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定めるとともに、職務、定数及び服務などに関する規定については、本規則で定めております。こうした中、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が始まり、指導主事は、特別職の非常勤職員から地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイム会計年度任用職員となりますので、本規則の一部を改正するものです。資料の新旧対照表をご覧ください。第2条では、第4条及び改正後の第8条に規定する教育長に係る市町教育委員会名を特定するため、「教育委員会」を追加するとともに、「職務の命」を定めるものです。第4条は、選考に関する規定に改め、「教育委員会が任命」から「教育長が選考」とするものです。第5条は、服務に関する規定を改めるものです。第6条ですが、会計年度任用職員制度では、従来のような任命できる年数の上限に関する規定が定められていないことから、その規定を削除するものです。第7条では、報酬等を支給する根拠となる条例等が新たに制定されましたので、その旨の規定に改め、第8条に定める費用弁償についても、当該条例等で規定されていますので、第7条にまとめるものです。その関係で、第9条を第8条に繰り上げ、委任に関する所要の改正を行うものです。以上です。よろしく申し上げます。

西本教育長

会計年度任用職員制度に伴って色んなものを変えていく必要があります。その内の一つ



として考えていただければと思います。ご質問、ご意見がありましたら挙手願います。

石橋委員

規則を改めるという文言ですが、第5条の「教育委員会を教育長を改める。」というところ、第9条の「教育委員会を教育長を改める。」というところですが、「何々を何々を改める」という言葉の使い方はどうでしょうか。

稲垣学校教育指導員兼社会教育指導員

改正条文の中の「第5条」と「第9条」ですが、「教育委員会を教育長に改める。」ということで、誤りでございます。「を」は「に」の誤りですので訂正をお願いします。

西本教育長

他、ありませんか。

(各委員からは特にないとの声有り)

西本教育長

他、ご質問等がないようですので、ただ今の文言訂正を含めて、これより採決します。議案第9号、相楽東部広域連合学校教育指導主事設置規則の一部を改正する規則について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第9号は承認されました。

日程第8、「議案第10号、相楽東部広域連合教育委員会の事務局に配置する指導員に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第10号、相楽東部広域連合教育委員会の事務局に配置する指導員に関する規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。令和2年6月10日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。地方公務員の臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、本連合においても、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を定めた条例及び規則が制定されましたので、本規則の一部を改正するものです。

竹谷学校教育課長

議案について説明させていただきます。連合教育委員会の事務局に配置する指導員の職務や勤務条件などに関する規定については、本規則で定めておりますが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が始まり、同指導員については、非常勤の嘱託職員から、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイム会計年度任用職員となりますので、本規則の一部を改正するものです。資料の新旧対照表をご覧ください。第1条は、第3条及び第4条、並びに改正後の第6条及び第8条に規定する教育長に係る市町教育委員会名を特定するため「教育委員会」を追加するものです。第2条は、「嘱託職員」を削除するものです。第3条は、教育長に係る市町教育委員会名を特定するとともに、職務の内容を具体的に規定するものです。第5条は、「任命」を「任用」に改めるとともに、会計年度任用職員制度において、任用できる年数の上限に関する規定が定められていないことから、その規定を削除するものです。第6条では、会計年度任用職員に係る条例及び規則に定める規定と重複する内容を削除するものです。第7条は、第6条第3項により、教育長の指示により職務に従事となりますので、勤務日の変更等に関する規定を本条から削除するものです。第8条は第6条と同じ事由により削除するものです。第9条は、第7条及び第8条を削除した関係で、第7条に繰り上げるとともに、「賃金」が「報酬」に変わり、その根拠となる条例等が新たに制定されましたので、その旨の規定に改めるものです。第10条は、第8条に繰り上げるものです。以上です。よろしく申し上げます。

西本教育長

これも同じく地方公務員法等の改正に伴うもので、先ほどの指導主事と同様に考えていただけたらと思います。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(各委員から特にないとの声有り)

西本教育長

ご質問等がないようですので、これより採決します。

議案第10号、相楽東部広域連合教育委員会の事務局に配置する指導員に関する規則の一部を改正する規則について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第10号は承認されました。

日程第9、「議案第11号、相楽東部広域連合「学校・家庭・地域連携協力推進事業」実施要領の一部を改正する要領」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第11号、相楽東部広域連合「学校・家庭・地域連携協力推進事業」実施要領の一

部を改正する要領。上記の議案を提出する。令和2年6月10日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（20文科生第8117号平成21年3月31日文部科学大臣決定）の一部が令和2年3月31日に改正されたことから、本要領に基づく事業を実施するにあたり、所要の改正を行うものです。

## 南生涯学習課長

議案についてご説明いたします。新旧対照表の7ページをご覧ください。主な改正点としましては、コミュニティ・スクールの導入です。学校運営協議会制度によるものです。第2条、事業の目的「子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育むための仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を導入し、地域と学校が連携・協働し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、様々な活動を行う。」続いて、第5条第2項中「家庭教育支援員」の次に「家庭教育アドバイザー」を加え、同条の次に次の条を加えるものです。（コミュニティ・スクールの導入に向けた活動の実施・運営と内容）第5条の2 相楽東部広域連合立小学校・中学校に学校運営協議会を設置して、地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有を行い、総合的な推進方策について検討する。また、先進校視察や研修会等の実施による学校運営協議会関係者の資質向上を図る。2 コミュニティ・スクールの円滑な導入に向けた活動の実施のため、学校運営協議会の立ち上げや推進体制の構築、円滑な実施に向けて助言を行う者（以下、「CSアドバイザー」という。）学校運営協議会の運営や学校間の連絡・調整など統括的な立場で企画・運営等を行う者（以下、「CSディレクター」という。）を配置し、活動の充実を図ることとする。ここで言います家庭教育アドバイザーとは、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問等就学前から就学後にわたって切れ目の無い支援の取組を行うものです。別表1をご覧ください。家庭教育アドバイザーの適用要件等は、元教員、元保育士、民生委員、児童委員、PTA経験者等、教育と福祉に理解があり、教育や福祉分野での活動実績を有し、保護者への相談対応等を行う者です。第2章の章名は、事業名の変更で、地域と学校の連携・協働体制構築事業によるものです。第6条の見出し、「（地域学校協働活動の運営委員会等）」を「（運営委員会等）」に改め、第6条第1項中「地域学校協働活動」の次に「やコミュニティ・スクール」を加えるものです。第6条第3項中(6)中「福祉部局」の次に「及びまちづくり担当部局」を加えるものです。第15条、第16条は、コミュニティ・スクールのCSアドバイザー、CSディレクターの委嘱に係る規定です。第18条と第19条については、事業名が、「地域で支える家庭教育支援事業」になり、改正するものです。第21条は、先ほど説明させていただきました家庭教育アドバイザーの委嘱に係る規定です。第7章は、「地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの導入に向けた活動の実施に係る経費」で、第30条は、京都府からの補助金として交付対象となる経費、家庭教育アドバイザー、CSアドバイザー、CSディレクター分を文言に追加したもので

す。以上です。よろしく申し上げます。

西本教育長

今年からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入します。今、どこまで進んでいますか。

稲垣学校教育指導員兼社会教育指導員

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の指定を終え、学校からの運営協議会委員の推薦、8名以内ということで、その推薦を待っている状況です。

西本教育長

教育委員会から3校を指定しまして、そこから運営協議会委員を推薦して、それが上がってきたら教育委員会から任命するということになります。そのコミュニティ・スクール関係で整理をする必要がありますので、その改正を行うものです。第2条の「子供」の漢字は、文部科学省からもこれで来ているのですか。

南生涯学習課長

そうです。国の要綱がこの漢字を使っております。

西本教育長

ご質問、ご意見ございますか。

（各委員から特にないとの声有り）

西本教育長

ご質問、ご意見がないようですので、これより採決をします。

議案第11号、相楽東部広域連合「学校・家庭・地域連携協力推進事業」実施要領の一部を改正する要領について、承認される方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

西本教育長

挙手全員です。よって議案第11号は承認されました。

日程第10、その他です。事務局から説明してください。

竹谷教育次長

日程第10、その他です。1番の諸報告、送付済み事項です。今回、新型コロナウイルスの感染拡大対策ということで、④⑤につきましては、議案の賛否は書面ということでお

世話になりました。⑧の学校要覧、本日、5校分配布させていただいております。

続きまして、2の次期定例教育委員会の開催日程（案）です。7月20日の月曜日、午後3時から、この会議室ということで提案させていただきます。ご都合はいかがでしょうか。

西本教育長

7月20日の定例教育委員会は、どのような内容ですか。

竹谷教育次長

議案としては、文化財保護条例施行規則の制定をご審議いただく予定です。

（教育長、委員により「7月の定例教育委員会の日程」を協議する。）

西本教育長

次期定例教育委員会は、7月20日の月曜日、午後3時から開催します。

以上で、令和2年度第3回定例教育委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

〈午後4時02分閉会〉

— 了 —